## 保証 契約書

(採石業者)を甲とし、(保証人)を乙として、甲と乙とは、岩石採取場の採取跡の整備に関し、次のとおり保証契約を締結した。

(甲及び乙の責務)

第1条 甲は、次の表に掲げる岩石採取場において、採石法(昭和25年法律第291号。以下「法」という。)に基づく認可(法第33条の認可及び認可期間の延長に係る法第33条の5第1項の規定による変更の認可をいう。以下同じ。)を受けた採取計画又は広島市長の指示に従い、次に掲げるときには、採取跡の整備(岩石の採取を行ったことにより形質が変更された土地の整地、緑化、施設の設置その他必要な措置をいう。以下同じ。)を行うものとする。

岩石採取場の名称	岩石採取場の所在地

- (1) 災害防止のため必要があるとき。
- (2) 岩石の採取を廃止するとき。
- 2 乙は、破産等の事由により甲が前項に規定する責務を履行することができない場合において、甲 に代わりこれを履行する責に任ずる。
- 3 前項の場合において、乙が採取跡の整備に着手していないときは、乙は、広島市長が発する保証 債務を履行すべき原因となる事実が発生した旨を告げる通知を受けた後、速やかに採取跡の整備に 着手しなければならない。

(保証の期間)

第2条 この契約に基づく保証の期間は、甲が前条第1項の岩石採取場に係る採取計画について認可を受けた日から〇年間とする。ただし、甲が同項の岩石採取場について岩石の採取を廃止したときは、当該廃止の日から2年を経過した日(同項の規定により採取跡の整備を行う必要がある場合において、当該整備の完了前に岩石の採取の廃止の日から2年を経過したときは、当該整備が完了した日)までの期間とする。

(通知義務)

- 第3条 甲は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく乙に通知しなければならない。
  - (1) 第1条第1項の岩石採取場に係る採取計画について認可を受けたとき。
  - (2) 法第32条の10に規定する処分を受けたとき、及び第1条の岩石採取場について法第33 条の12、第33条の13又は第33条の17に規定する処分を受けたとき。
  - (3) 第1条第1項の岩石採取場について、法第33条の10の規定により岩石の採取の休止又は 廃止を届け出たとき。
  - (4) 乙に代わる保証人を立てたとき。
  - (5) 破産等の事由により採取跡の整備を行うことができなくなったとき。

(疑義の解決)

第4条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場

合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲 住所

氏名

(EII)

乙 住所

氏名

(EI)